

グリーンシュエオプション等の制度導入に伴う対応について

平成 14 年 1 月 17 日
証券会員制法人 福岡証券取引所

. 制定趣旨

欧米では、有価証券の売出し等において、需給動向を踏まえた消化や売出し後の流通市場における需給関係の悪化を防止する観点から、当初の予定株数のほかに需給動向をみながら追加株数を売出しするオーバーアロットメントが行われ、それに伴い当該追加売出し分についてグリーンシュエオプションや市場買付けにより調達する仕組みが広く利用されており、わが国においてもこうした制度の導入が求められてきた。

このような中で、今般、わが国においても有価証券の売出しについてグリーンシュエオプション等が導入されることとなったが、これに伴い、申込期日終了後に行われる市場買付け（シンジケートカバー取引）の公正性を確保するため、「シンジケートカバー取引の報告に関する規則」の制定等、所要の対応を行うこととする。

. 制定概要等

項目	内容	備考
1. シンジケートカバー取引の報告	<p>会員がシンジケートカバー取引を行った場合は、日々、個別の取引内容（株数、価格等）を本所に報告を行うものとする。</p> <p>また、海外売出し等に伴い、会員が買付けの受託に当たり、当該買付けがシンジケートカバー取引に係る買付けであることを知った場合も同様の報告を行うものとする。</p>	・「シンジケートカバー取引の報告に関する規則」（仮称）の制定

項目	内容	備考
2. シンジケートカバー取引等の完了の報告と公衆縦覧	<p>会員は、シンジケートカバー取引又はグリーンシュエオプションの行使を完了した場合には、その旨とそれまでのシンジケートカバー取引の内容（買付けの期間、株数等）を本所に報告を行うものとし、本所が当該報告の内容を公衆縦覧に供することに同意するものとする。</p>	
<p>（参考） グリーンシュエオプション等の規定 （1）オーバーアロットメントの上限 （2）グリーンシュエオプションの行使期限等</p>	<p>協会員が国内売出しにおいて行うオーバーアロットメントの上限は当該売出し株式数の15%とし、かつ当該数量に対してグリーンシュエオプションの付与を受けるものとする。</p> <p>グリーンシュエオプションの行使期限は、申込期間の終了する日の翌日から30日とし、当該期日の後にシンジケートカバー取引を行ってはならない。</p>	<p>・日本証券業協会公正慣習規則 第14号</p>

・ 施行日

平成14年 月 日から施行し、会員が施行日後に元引受契約を締結した有価証券の売出しについて適用する。

以 上

参考

オーバーアロットメント

引受証券会社が当初の売出しの予定数量を超える数量を同一条件で投資家に販売すること。

グリーンシュエプション

引受証券会社が有価証券の所有者より付与を受ける権利で、当初の売出しの予定数量に加えて同一の売出価格等で追加的に取得できる権利をいう。

シンジケートカバー取引

引受証券会社が、追加販売したことによるショートポジションを解消するため、申込期日終了後に市場買付けを行うこと。

○全体の流れ

